

年度途中で経営を開始した保育所等に対する共済掛金の支払期限の特例について
(年度途中で経営を開始した保育所等の災害共済給付契約について)

災害共済給付の契約締結期限は、毎年5月31日とされていますが、平成31年度から年度途中で経営を開始した保育所等について、6月1日以降も災害共済給付契約を行うことができるようになりました。詳細は、以下のとおりです。

年度途中で新たに保育所等を開所された場合は、下記の担当部署にお問合せください。

【新たに改正された内容】

5月2日以降に経営を開始した保育所等の契約締結期限は、当該経営を開始した日^{※1}の属する月の翌月の月末となります(例：7月2日に経営を開始した場合は、8月31日となります)。

なお、当該経営を開始した日の属する月の翌月の月末までに契約を締結した場合は、当該経営を開始した日^{※2}に発生したけがから給付対象となります。

ただし、既に契約を締結している設置者が保育所等を増設する場合は、取扱いが異なります。

一定の基準を満たす認可外保育施設と企業主導型保育施設については、

※1 災害共済給付の加入要件を満たした日となります。

※2 当該年度の事業開始日以降に発生したけがから給付対象となります。

【災害共済給付事業部連絡先】

担当部署	都道府県	電話番号
仙台給付課	北海道・青森・岩手	022-716-2107
	宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108
東京給付課	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162
	東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163
名古屋給付課	福井・愛知・三重	052-533-7822
	富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823
大阪給付課	大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602
	滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603
広島給付課	鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956
	徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957
福岡給付課	福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725
	佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726